

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
長野市	08 若槻地区	令和3年3月16日	令和5年3月20日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	203.40 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	128.31 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	83.20 ha
i うち後継者未定(目処はついている)の農業者の耕作面積の合計	16.88 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	66.32 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	11.13 ha

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・若槻地区は、南北を二分する生活圏に分かれ、南部(坂下)は住宅化が進み営農家数は少ない。北部(坂上)は、若槻地区の農地面積の74%を耕作する純農村地帯である。地区全体において高齢化が進み、特に農家世帯は顕著で、後継者・担い手の確保が困難である。 ・市街地(坂下)の農地において、タヌキやハクビシン等に対する被害防止対策が図られておらず、農業生産地域へも被害が拡大している。 ・平坦水田地は圃場整備が済んでいる。樹園地や山手の農地は、狭小で不整形な農地が多く、農機具使用が難しので、営農を継続するためには基盤整備が必要である。 ・樹園地営農には、防除等に使用する水量確保が不可欠である。当地区は貯水溜池に頼っているが十分足りていないとは言えず、水量確保のための農業用水槽設備の設置が必要である。 ・70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積が、70歳以上の耕作面積の79.7%を占め、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積を上回る新たな受け手の確保が必要である。
--

※ 地区の話し合いにおいて出された意見を基に「地区の課題」を作成

3 対象地区内における中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> ・農地の貸付等の意向 現耕作者の今後の意向を定期的に把握して農地集約化を推進する。当面、現在の耕作者が営農を継続するが、将来的には、中心経営体を中心に実情に応じて担い手を選出するほか、新規就農者の育成や入作を希望する認定農業者等の受入れを促進することで対応していく。 ・農地中間管理機構の活用 坂上地区(上野・田中・田子・吉)を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指す。農家からの「出し手農地」は、原則、農地中間管理機構に貸し付けていく。
--

※ 現在、中心経営体(担い手)として人・農地プランに掲載されている人数： 42人

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

<p>○基盤整備等条件整備に関する取組方針 農地の有効活用や機械化による生産効率の向上を図るため、果樹園や山手の農地を対象とした区画整理や農道、農業用排水路の整備など基盤整備等条件整備事業の実施について検討する。</p>
<p>○野生鳥獣による被害防止対策に関する取組方針 農地周辺の草刈りや共同での侵入防止柵の設置と適正な維持管理の実施など、野生鳥獣による被害エリアの拡大防止対策に取り組むほか、地区住民に対して鳥獣の誘因となる放置果実の撤去等と呼び掛けるなど、地区全体での総合的な野生鳥獣被害防止対策の実施について検討する。</p>
<p>○新規就農者の育成や後継者の確保に関する取組方針 この地域は果樹・水稻栽培が主であるが、様々な農産物をつくる農業者も存在する。したがって、農家創設を目指す新規就農者の受入れ・育成を促進すると共に、農家の後継者を確保するため、各地区にある農家組合組織を活用し、農業相談・農地の空情報等の共有をはかる。また、新規就農者や後継者が農業に取り組むために必要な補助金等の充実を含め、総合的な支援対策をJAなどの農業関係団体等と連携して検討する。</p>
<p>○引き続き農業関係団体・住民自治協議会等と検討協議を重ねて方針を策定する。</p>

※ 「2 地区の課題」を解決するため、及び「3 中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針」を促進するために必要と思われる地区の取り組みについて記載